

## 滋賀県常備消防広域化検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 消防組織法第33条第1項に規定する広域化の推進計画の策定に向け、市町消防の体制の整備及び確立に向け市町消防の抱える諸課題を検討整理し広域化を推進するため、滋賀県常備消防広域化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、県常備消防広域化推進計画を策定するため、市町消防の広域化に係る課題について調査検討を行い提言を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町の代表
- (3) 消防機関団体の代表
- (4) 医療機関の代表
- (5) 県民の代表

2 委員は10名とする。

### (運営)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。ただし、任期の途中で委員に異動があった場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、県民文化生活部防災危機管理局に置く。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

### 付 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する